

改正高年齢者雇用安定法の「経過措置」のイメージ

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度 平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
			H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1 H32.4.1	R3.4.1 H33.4.1	R4.4.1 H34.4.1	R5.4.1 H35.4.1	R6.4.1 H36.4.1	R7.4.1 H37.4.1	R8.4.1 H38.4.1	R9.4.1 H39.4.1	
			H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	H32.3.31 R2.3.31	H33.3.31 R3.3.31	H34.3.31 R4.3.31	H35.3.31 R5.3.31	H36.3.31 R6.3.31	H37.3.31 R7.3.31	H38.3.31 R8.3.31	H39.3.31 R9.3.31	H40.3.31 R10.3.31	
老齢厚生年金(報酬比例部分)支給開始年齢			60	61			62			63			64						
経過措置				経過措置期間															
S27.4.2	~	S28.4.1	年齢	60	61	62	63	64	65										
			老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢	60															
S28.4.2	~	S29.4.1	年齢		60	61	62	63	64	65									
			老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢		※	61													
S29.4.2	~	S30.4.1	年齢			60	61	62	63	64	65								
			老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢				61	62	63	64	65								
S30.4.2	~	S31.4.1	年齢				60	61	62	63	64	65							
			老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢					※	62										
S31.4.2	~	S32.4.1	年齢					60	61	62	63	64	65						
			老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢						60	61	62								
S32.4.2	~	S33.4.1	年齢						60	61	62	63	64	65					
			老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢									※	63						
S33.4.2	~	S34.4.1	年齢							60	61	62	63	64	65				
			老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢										60	61	62				
S34.4.2	~	S35.4.1	年齢								60	61	62	63	64	65			
			老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢											※	64				
S35.4.2	~	S36.4.1	年齢									60	61	62	63	64	65		
			老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢												60	61	62	63	
S36.4.2	~	S37.4.1	年齢										60	61	62	63	64	65	
			老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢													60	61	62	63
S37.4.2	~	S38.4.1	年齢											60	61	62	63	64	65
			老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢														60	61	62

※ 平成25年4月から、老齢厚生年金(報酬比例部分)についても、3年ごとにその支給開始年齢が1歳ずつ引き上げられていますが、※の期間についてはいずれも、※の期間において決められている当該支給開始年齢に1歳不足するところとなり、言わば、当該支給開始年齢に達するまでの待機期間のような位置付けと捉えることができるものと思われます。

*1 老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢までは、「継続雇用制度」の適用を希望する者全員を対象とした雇用確保義務が課せられた年齢層とされるものです。

*2 老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢に達したことで、平成25年3月31日までに労使協定に「継続雇用制度」の対象者を限定する基準を定めていたことを条件に、引き続き、当該基準に該当しない者については排除できる年齢層とされるものです。「経過措置」として認められているものです。